## 重要事項説明書(指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業)

#### 1 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 行風会
代表者名	理事長 児玉 博行
主たる事務所 所在地・連絡先	(所在地) 〒601-1245 京都市左京区大原戸寺町 380 番地 (電話) 075-744-3510 (FAX) 075-744-3535

# 2 事業所の概要

事業所名	京都市大原地域包括支援センター指定介護予防支援事業所		
所在地・連絡先	(所在地) 〒601-1245 京都市左京区大原戸寺町 380 番地 (電話) 075-744-4055 (FAX) 075-744-3162		
事業所番号	2600600080		
管理者の氏名	大仲 晴美		
サービス提供地域	京都市左京区久多学区,大原学区,八瀬学区,上高野及び松ヶ崎 学区		

### 3 当センターの方針等

- (1) 指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業(以下「指定介護予防支援等」という。) は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現できるよう配慮して行います。
- (2) 指定介護予防支援等は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- (3) 指定介護予防支援等は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (4) 指定介護予防支援等の提供に当たっては、利用者の意思等を尊重し、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- (5) 事業の実施に当たっては、京都市、関係区役所・支所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努めます。
- (6) 指定介護予防支援等において人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うと共に、職員に対する研修を定期的に実施し、未然防止、早期発見、迅速且つ適切な対応に努めます。
- (7) 指定介護予防支援等の提供に当たっては、介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。
- (8) 指定介護予防支援等において、感染症や非常災害の発生時においても支援を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を計るための計画を策定し、計画に従って必要な措置を行います。

- (9) 指定介護予防支援等において感染症の発生及びまん延しないよう,対策を検討すると共に指針を整備し,職員に対して研修及び訓練を定期的に実施します。(感染防止対策のため,テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用を検討します。)
- (10) 適切な介護予防支援等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化し必要な措置を講じます。

なおセクシャルハラスメントやパワーハラスメント等については、職場の上司や同僚に 限らず、利用者やその家族から受けるものも含まれます。

(11) 上記のほか「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 37 号)及び国が定める介護予防支援に係るマニュアル並びに京都市が定める指針等(以下「基準等」という。)を遵守します。

# 4 事業所の職員体制等

職種	資格	員数等		
センター長	社会福祉士	常勤兼務職員1名(社会福祉士を兼務)		
/r/r +r π −1/2.	主任介護支援専門員	常勤兼務職員1名(介護支援専門員を兼		
管理者 	土住川護又抜导門貝 	務)		
保健師等	地域保健等の経験のある	常勤兼務職員1名		
	看護師			
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員	常勤兼務職員1名		
社会福祉士	社会福祉士	常勤兼務職員1名		
介護支援専門員	○	常勤専従職員1名以上、非常勤兼務職員		
	介護支援専門員 	1名以上		

### 5 営業日·営業時間

営業日	営業時間
月曜日~金曜日	午前8時30分~午後5時

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月30日から1月3日は休業します。

### 6 指定介護予防支援の提供方法

- (1) 利用者の相談を受ける場所 利用者の居宅及びセンターの相談室等
- (2) サービス担当者会議の開催場所 利用者の居宅及びセンターの相談室等(テレビ電話装置等の活用可能)
- (3) 利用者の居宅への訪問

次の場合に、利用者の居宅を訪問し、面接を行います。なお、利用者の居宅を訪問しない 月については、可能な限り指定介護予防サービス事業所を訪問して利用者と面接するとと もに、面接ができない場合には、電話等により状態を把握します。

- ① アセスメント実施時
- ② サービス提供月から起算して3箇月に1度以上
- ③ サービス評価期間終了月
- ④ 要支援者の状況に著しい変化があったとき
- (4) モニタリングの結果記録
  - 1 箇月に1回以上

### 7 指定介護予防支援等の委託

- (1) 当センターは、必要に応じ、指定介護予防支援等のうち次の業務について、指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。
  - ① アセスメントの実施
  - ② 介護予防ケアプランの原案の作成
  - ③ サービス担当者会議の開催(テレビ電話装置等の活用可能)
  - ④ 利用者に対する介護予防ケアプラン原案の説明
  - ⑤ 利用者及びサービス担当者に対する介護予防ケアプランの交付
  - ⑥ モニタリングの実施
  - ⑦ 介護予防に係る効果の評価
  - ⑧ 保険給付等に係る給付管理業務
  - ⑨ 利用者及びサービス担当者等との連絡調整
  - ① その他
- (2) 当センターは、指定介護予防支援等の一部を委託する場合、委託することについて、利用者又はその家族に十分説明し、文書による同意を得るとともに、利用者又はその家族に対して、委託契約を締結している指定居宅介護支援事業者の一覧を提示し、その意向を聴取します。

#### 8 利用料金

- (1) 指定介護予防支援
  - ① 指定介護予防支援の利用料金は、下表のとおりです。(1単位単価=10.7円) ただし、法定代理受領のため、利用者負担は発生しません。

介護予防支援費	単位(1月につき)	備考
介護予防支援費及び	4 4 2 単位	
介護予防ケアマネジメントA		
(I)		
指定居宅介護支援事業所へ	4 4 2 単位	介護予防支援費,及び介護予防ケアマネジメント A(I)を
の委託する場合		介護予防支援の指定を受けていない指定居宅介護支援事
		業所に再委託する場合
介護予防ケアマネジメントA	472単位	介護予防ケアマネジメントAを介護予防支援の指定を受け
( II )		ている指定居宅介護支援事業所に再委託する場合
初回加算	300単位	新規に利用を開始する月に加算されます
委託連携加算	300単位	居宅介護支援事業所に委託を開始する際、加算される場合があります

- ② 介護保険料を滞納されると、法定代理受領できなくなる場合があります。この場合は、 一旦(1)の額の料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行します。この証明書 を区役所・支所の健康長寿推進課又は京北出張所保健福祉第一担当の窓口に提出されま すと、全額払い戻しを受けることができます。(利用者の介護保険料の滞納の額等によ っては、全額が払い戻されない場合があります。)
- ③ 前記2のサービス提供地域内では交通費は無料ですが、サービス提供地域外に訪問する場合の交通費は、サービス提供地域との境界から目的地までの移動に実際に要した額をお支払いいただきます。

なお,自動車を使用した場合、通常のサービス提供地域との境界から,片道 1 km毎に 200 円をお支払いいただきます。

(2) 第一号介護予防支援事業 利用料金は発生しません。

### 9 介護予防ケアプランに位置付ける介護予防サービス等

介護予防ケアプランに位置付ける介護予防サービス等について,利用者は,当センターに対して,複数の介護予防サービス事業者等を紹介することを求めることができます。

## 10 医療機関との連携

(1) 病院又は診療所への入院時のお願い

利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には,利用者は,当該病院又は診療所に対して,当センターの担当職員の氏名及び連絡先をお伝えください。

(2) 主治の医師、歯科医師又は薬剤師との連携

利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち当センターが必要と認めるものを、当センターから、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に対して情報提供します。利用者が情報提供を希望されない場合は、当センターにお申し出ください。

利用者が医療系サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得た上で、主治の医師等に対してケアプランを交付します。

### 11 緊急時及び事故発生時の対応

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また,サービス提供中に事故が発生した場合には,必要な措置を講じるとともに上記に加え,京都市,市町村及び当該利用者の家族等に連絡を行います。

### 12 秘密の保持と個人情報の保護取扱い

- (1) 利用者,その家族に関する秘密の保持について,当センターはサービスを提供するうえで知り得た,利用者及びその家族に関する秘密を,正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。
- (2) 個人情報の保護について当センターは、以下の①~④において、利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、以下の①~④において、予め文書で同意を得ない限り用いません。
  - ① サービス担当者会議
  - ② 介護予防サービス事業者等との連絡調整
  - ③ 指定居宅介護支援事業者への指定介護予防支援等の一部の委託
  - ④ 利用者が要介護と認定された場合の指定居宅介護支援事業者との連絡調整
- (3) 当センターは、利用者とその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

## 13 相談窓口, 苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にお申し出ください。

当センター苦情相談窓	担当者	大仲 晴美
	対応時間	月~金 午前8時30分~午後5時
	電話番号	075-744-4055 FAX番号 075-744-3162

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

京都市左京区役所・保	所在地	京都市左京区区松ケ崎堂ノ上町 7-2
健福祉センター健康福	電話番号	075-702-1069
祉部健康長寿推進課高	FAX番号	075-702-1316
齢介護保険担当		
京都府国民健康保険団	所在地	京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町 620 COCON 烏丸内
体連合会 (国保連)	電話番号	075-354-9090 FAX番号 075-354-9055

### 【説明確認欄】

指定介護予防支援等の開始に当たり、利用者に対して重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者名 京都市大原地域包括支援センター

説明者

私は指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業のサービス内容及び重要事項について 説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

介和		月	日	T 4			
	(利用者)			氏名			
				住所			
	(代筆者・	代理丿	()	氏名	続柄(	)	
				住所			
	(立会人)			氏名			
				住所			

(注)「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者と連絡調整等を行う事が出来る方がいる場合に記載してください。なお立会人は、契約上の法的な義務を負うものではありません。